

熊本市公報

第 1 4 8 3 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

規 則

○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第 58 号)	2147
○熊本市会計規則の一部を改正する規則 (第 59 号)	2148
○熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 (第 60 号)	2149

訓 令

○熊本市人権施策推進本部等に関する訓令の一部を改正する訓令 (第 4 号)	2150
---	------

議 会 局

○熊本市議会局処務規程の一部を改正する規程 (第 2 号)	2151
-------------------------------------	------

規 則

規 則 第 58 号

令和 6 年 4 月 26 日

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成 9 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表道路等事故処理専門員の項の次に次のように加える。

都市政策研究所相談役	日額 30,000 円
------------	-------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 59 号

令和 6 年 5 月 14 日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和 39 年規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（1）市長事務部局（消防局を除く。）の表都市政策研究所の項中「副所長」を「所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

規 則 第 6 0 号

令和 6 年 5 月 1 5 日

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 6 2 年規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「1 7 2, 5 5 0 円」を「1 7 7, 9 5 0 円」に、「7 7, 8 9 0 円」を「8 1, 2 9 0 円」に、「8 6, 2 8 0 円」を「8 8, 9 8 0 円」に、「3 8, 9 0 0 円」を「4 0, 6 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第 4 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

訓 令

訓 令 第 4 号

令和 6 年 5 月 1 4 日

熊本市人権施策推進本部等に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市人権施策推進本部等に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市人権施策推進本部等に関する訓令（平成 2 9 年訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「、都市政策研究所副所長」を削り、「病院局総務企画課長」の次に「その他幹事長が指定する者」を加える。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

議 会 局

議 会 規 程 第 2 号

令 和 6 年 5 月 8 日

熊本市議会局処務規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市議会議長 寺本 義勝

熊本市議会局処務規程の一部を改正する規程

熊本市議会局処務規程(昭和 4 0 年議会規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「 秘書係 」 を 「 秘書係
九州議長会係 」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の熊本市議会局処務規程
は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。